

## 日本造血細胞移植学会年次集会プログラム委員会細則

### (設置)

第1条 本会に年次集会プログラム委員会（以下「本委員会」という）を置く。

### (目的)

第2条 本委員会は、年次学術集会プログラムの立案に関する事業を行うことを目的とする。

### (組織)

第3条 本委員会は、プログラムを立案する委員会と査読を行う委員会を組織する。

1 プログラムを立案する委員会は、次期学術集会会長（プログラム委員会委員長、以下プログラム委員長）、プログラム委員会副委員長、学術集会企画委員長・副委員長、領域別プログラム委員をもって組織する。

2 査読を行う委員会は、領域別プログラム委員会が兼ねる。プログラム委員長は、必要に応じて評議員または一般会員から、領域別プログラム委員以外の査読委員を指名できる。査読委員長はプログラム委員長が兼任する。

### (委員)

第4条 委員長は、理事会の議を経て、次期学術集会会長が務める。

1 副委員長は、委員長が指名し、理事会の議を経る。

2 領域別プログラム委員会は、領域別学術集会企画委員に加えて、プログラム委員長が推薦し理事会で承認された2名から4名以内の委員をもって組織する。

3 領域別プログラム委員長・副委員長は、領域別の学術集会企画委員長・副委員長が兼ねる。

4 領域別プログラム委員は、任期を1年とし、再任を妨げない。

5 委員会の構成委員に1人以上は小児移植医とする。

### (委員会)

第5条 本委員会は、プログラム委員長が召集し、議長となる。

1 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

2 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者をオブザーバーとして本委員会への参加を要請し、意見を求めることができる。

3 委員長は、本委員会開催の都度、委員の中から委員会幹事を指名する。委員会幹事は議事録を作成し、委員の承認を得た上で事務局が保管する。

4 本委員会の開催準備は、委員長の指示により、事務局が行う。

### (領域)

第6条 本委員会は、領域を下記領域とする。

1) 造血幹細胞・移植免疫の基礎

2) 移植法(造血幹細胞ソース、HLA、移植前処置など)

- 3) 移植後合併症（GVHD、感染症、後期合併症、QOLなど）
- 4) 移植看護とチーム医療（リハビリテーション、HCTCなど）
- 5) 移植成績（疾患別移植成績、非移植治療との比較など）
- 6) 移植医療のcommunity resources（ドナーバンク、臍帯血バンク、国際交流など）  
（計画・予算）

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

（改定）

第8条 本委員会細則は、理事会の承認を得て改定することができる。

付則

平成25年 3月9日施行